

江南市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の普及促進を図るため、水洗便所への改造等に係る資金の融資あっせん（以下「融資あっせん」という。）及び融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）へ交付する利子補給金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせん対象経費)

第2条 融資あっせん対象経費は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内において、当該区域の下水の処理開始の際現に存する建築設備を改造するために行う次に掲げる工事（以下「改造工事」という。）に要する経費とする。

- (1) 法第11条の3第1項又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第1項の規定により、くみ取便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造する工事
- (2) 法第10条第1項の規定により、同項に規定する排水設備を新設する工事
- (3) 前号の工事に伴い浄化槽を廃止する工事

(融資あっせんを受けることができる者の資格)

第3条 融資あっせんを受けることができる者は、下水の処理開始の日から3年以内に第6条第1項の申込書を提出した者であって、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 改造工事に係る建築物の所有者又は占有者（改造工事について当該建築物の所有者の承諾を得た者に限る。）であること。
- (2) 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還について支払能力を有すること。
- (4) 独立の生計を営み弁済の資力を有する者で、取扱金融機関が認めた連帯保証人を有すること。

(融資あっせん額)

第4条 融資あっせん額は、融資あっせん対象経費のうち、改造工事に要する経費を対象として市長が交付する補助金の額を除いた額とする。ただし、当該額が72万円を超える場合は、72万円とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、改造するくみ取便所が1箇所を超える場合は、前項ただし書の額は、当該くみ取便所が1箇所増すごとに10万円を加算した額とする。

3 第1項の融資あっせん額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(融資あっせん条件)

第5条 融資あっせん条件は、次のとおりとする。

(1) 融資金の償還は、融資を受けた月の翌月から起算して60月以内の元金均等方式とする。ただし、繰上償還を行うことができる。

(2) 融資を行う金融機関は、市長が指定する取扱金融機関とする。

(融資あっせんの申込み)

第6条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、水洗便所等改造資金融資あっせん申込書（様式第1）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、排水設備等計画確認申請書と併せて提出しなければならない。

(融資あっせんの決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査のうえ取扱金融機関に融資審査について依頼（様式第2）し、その回答（様式第3）を得て、融資あっせんの適否を決定し、水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書（様式第4）により申込者に通知する。

(工事の完成等)

第8条 前条の規定により決定通知を受けた者は、融資あっせんの決定の日から起算して6月以内に工事を完成しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 申込者は、工事が完成したときは、速やかに水洗便所等改造工事完了報告書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(融資あっせん額の決定及び通知)

第9条 市長は、前条第2項の工事完了報告書を受理したときは、速やかに融資あっせん額を決定し、水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書（様式第6）により、申込者に通知するとともに水洗便所等改造資金融資依頼書（様式第7）により、取扱金融機関に対し融資の依頼をする。

(融資の報告)

第10条 取扱金融機関は、融資したときは、速やかに水洗便所等改造資金融資報告書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があるときは、取扱金融機関に改造資金の融資の状況についての報告を求めることができる。

(利子補給)

第11条 市長は、融資を行った取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還期日を経過した融資についての延滞利子相当額は、補給しない。

2 前項の利子補給の方法及び利率については、市長と取扱金融機関において江南市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金の支払いに関する契約書にて定める。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、融資あっせんの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に補給した利子相当額の全部若しくは一部を負担させることができる。

(1) 第5条第1号に規定する償還を行わなかったとき。

(2) 第8条第1項に規定する期間内に工事を完成することができなかったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 6 条関係）

年 月 日		
水洗便所等改造資金融資あっせん申込書		
江 南 市 長		
申 込 者 住 所		
氏 名		印
電話番号		
連帯保証人 住 所		
氏 名		印
電話番号		
水洗便所等改造資金融資あっせんを受けたいので、次のとおり申込みします。		
工 事 場 所	江南市	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
申 込 金 額	金 円	
指 定 工 事 店 名	指 定 番 号	第 号
	商 号 名 代表者名	
見 積 工 事 費	金 円	
希 望 取 扱 金 融 機 関 名		
添 付 書 類	1 . 連帯保証人の印鑑登録証明書の写し 1 通 2 . 改造工事に係る見積書の写し 1 通	

様式第 2 （第 7 条関係）

第 号
年 月 日

取扱金融機関

様

江 南 市 長

融資審査について（依頼）

このことについて、別紙のとおり水洗便所等改造資金融資あっせん申込書
が提出されましたので、融資に対して審査をお願いいたします。

なお、別紙様式第 3 により 年 月 日までに回答をお願いいたし
ます。

様式第 3 （第 7 条関係）

年 月 日

江 南 市 長

取扱金融機関

融資審査について（回答）

年 月 日付けにて審査依頼のありました標記の件について、次のとおり回答いたします。

申 込 者	融 資 の 適 ・ 否
	適 ・ 否

否 の 場 合 の 理 由

様式第 4 （第 7 条関係）

第 年 月 日 号	
水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書	
様	
江 南 市 長 印	
年 月 付けで申込みのありました水洗便所等改造資金融資あっせんについて、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	☐ 適 ・ ☐ 否
工 事 場 所	江南市
あ っ せ ん 希 望 額	金 円
取 扱 金 融 機 関 名	
あ っ せ ん の 時 期	工事の完了検査合格後
あ っ せ ん の 条 件	江南市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱を遵守すること。
あ っ せ ん を 否 と す る 理 由	

（注） 工事完了後にあっせん希望額が変更することがありますので、水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書（様式第 6）を受け取ってから取扱金融機関と契約し融資を受けてください。

様式第 5 （第 8 条関係）

年 月 日		
水洗便所等改造工事完了報告書		
江 南 市 長		
申 込 者 住 所		
氏 名 印		
電 話		
年 月 日付け 第 号で通知がありました水洗便所等 改造工事は、次のとおり完了しましたので報告します。		
工 事 場 所	江南市	
工 事 完 了 日	年 月 日	
指 定 工 事 店 名	指 定 番 号	第 号
	商 号 名 代 表 者 名	
改 造 工 事 費	金 円	
あ っ せ ん 希 望 額	金 円	
添 付 書 類	改造工事に係る請求書の写し	

様式第 6 （第 9 条関係）

第 年 月 日 号	
水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書	
様	
江 南 市 長 印	
年 月 日付け 第 号で通知した水洗便所等改造資金融資あっせん額を次のとおり決定したので通知します。	
工 事 場 所	江南市
あ っ せ ん 額	金 円
取 扱 金 融 機 関 名	

(注) 1. この通知を持って、上記取扱金融機関と融資の手続をしてください。

取扱金融機関には、市から融資の依頼をします。

2. 融資日は、毎月 15 日（取扱金融機関が休みの場合は、翌営業日）と決まっていますので、お早めに手続をしてください。

3. あっせん額（限度額）以上の融資額については、取扱金融機関との協議が必要です。

様式第 7 （第 9 条関係）

		第 年	月	号 日
水洗便所等改造資金融資依頼書				
取扱金融機関				
様				
江 南 市 長				
水洗便所等改造資金融資について、次のとおり依頼します。				
決 定 番 号		第 号		
融 資 依 頼 額		金 円		
申 込 者	住 所			
	氏 名			
連 帯 保 証 人	住 所			
	氏 名			

様式第 8 （第 10 条関係）

年 月 日	
水洗便所等改造資金融資報告書	
江 南 市 長	
取扱金融機関	
水洗便所等改造資金融資について、次のとおり報告します。	
決 定 番 号	第 号
氏 名	
融 資 日	年 月 日
融 資 金 額	金 円
償 還 回 数	
初 回 償 還 金 額	金 円
2 回 以 降 償 還 金 額	金 円
融 資 期 間	年 月 日から 年 月 日まで